

# 傷病手当金について（制度説明）



# 全国健康保険協会 岩手支部

## 協会けんぽ

# 傷病手当金について(1/12)

協会けんぽGUIDEBOOK P.49参照



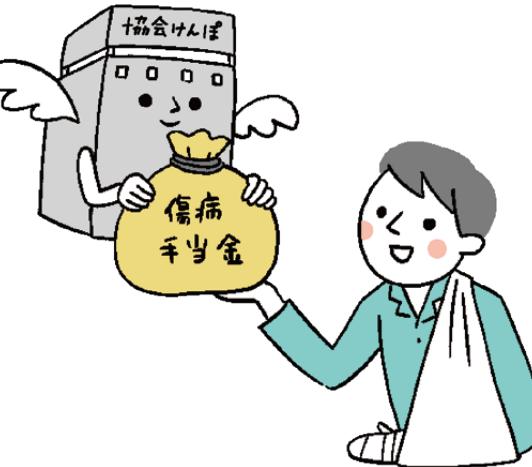
## 傷病手当金

病気やケガで4日以上仕事を休んだとき

### 傷病手当金とは？

被保険者が病気やケガで仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金です。病気やケガで4日以上仕事に就けなかったときは、「傷病手当金支給申請書」に事業主と療養担当者（医師等）の証明を受け、協会けんぽに提出してください。

### 申請の流れ



### 傷病手当金の概要

被保険者が病気やケガで仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金。

# 傷病手当金について(2/12)

協会けんぽGUIDEBOOK P.49参照



## 傷病手当金

### 病気やケガで4日以上仕事を休んだとき

#### 傷病手当金とは？

被保険者が病気やケガで仕事を休み、その間の給与を受けられないときに支給される給付金です。病気やケガで4日以上仕事に就けなかったときは、「傷病手当金支給申請書」に事業主と療養担当者（医師等）の証明を受け、協会けんぽに提出してください。

#### 申請の流れ

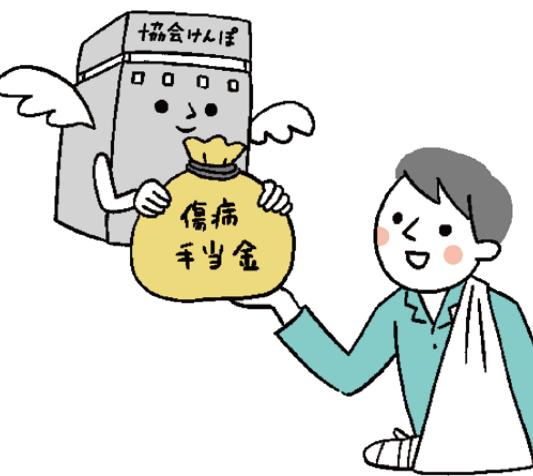
病気やケガで4日以上仕事を休んだ

傷病手当金支給申請書に「事業主証明」、「療養担当者の証明」を受ける

添付書類とともに傷病手当金支給申請書を協会けんぽへ提出

内容を審査し、約2週間程度で支給

※不備や調査事項がある場合を除く



## 申請について

支給の条件を満たした場合に、「傷病手当金支給申請書」の各ページに必要事項をご記入いただき、協会けんぽまでご提出ください。

協会けんぽで申請書を受け付けた後、内容に不備などがない場合には10営業日（約2週間）で支給いたします。

なお記入漏れなどの不備がある場合には、申請書を返戻いたしますので、支給まで時間がかかります。

### ● 傷病手当金支給申請書(全4ページ)

1ページ目

2ページ目

被保険者記入欄

3ページ目

事業主記入欄

4ページ目

療養担当者記入欄

# 傷病手当金について(3/12)

協会けんぽGUIDEBOOK P.49参照



## 傷病手当金が支給される条件は?

傷病手当金は、次の①～④の条件をすべて満たしたときに支給されます。

### ① 仕事とは関係ない病気やケガの療養のための休業であること

業務災害・通勤途上のケガについては、労災保険へご請求ください。

### ② それまで就いていた仕事に就くことができないこと

療養担当者(医師等)の意見等をもとに判断されます。

### ③ 4日以上仕事に就けなかったこと

(連続する3日間の休業を含む)

病気やケガの療養のために連続して3日間仕事を休んだ後(待定期間※右図参照)、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。待定期間には有給休暇、土日祝日等の公休日を含みます。

### ④ 休んだ期間について給与の支払いがないこと

(手当等、一部でも給与支給があれば減額されます)

給与が全額支払われている場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、給与の日額が傷病手当金の日額より少ないとときは、その差額が支給されます。

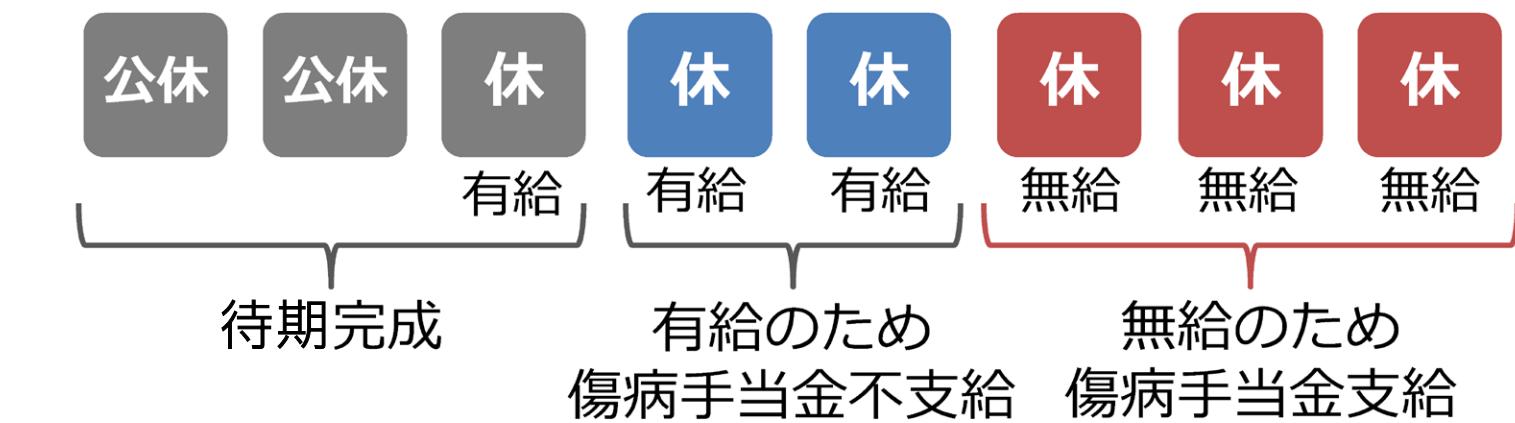


## 待定期間にに関する補足

- 待定期間の3日間を有給休暇としても問題ありません。  
(傷病手当金の支給額に影響しません)

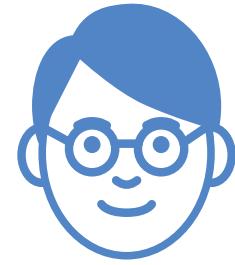


- 待期完成後の有給期間について傷病手当金は支給されません。



# 傷病手当金について(4/12)

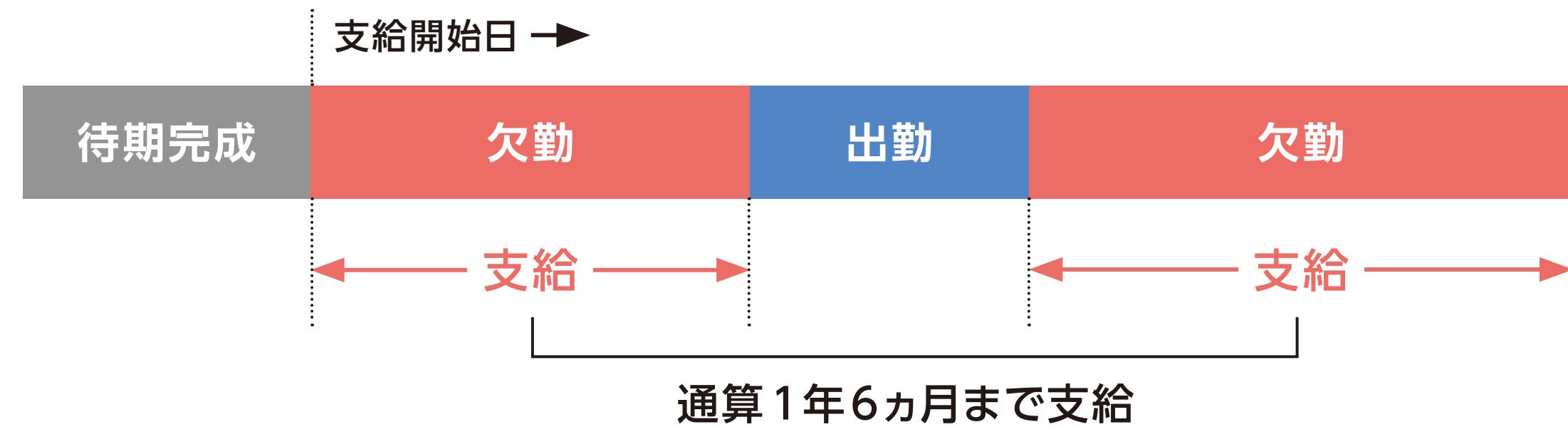
協会けんぽGUIDEBOOK P.49参照



## 傷病手当金が支給される期間は？

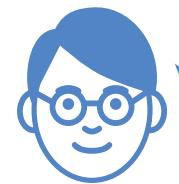
傷病手当金は支給が始まった日（支給開始日）から支給期間（実際に支給された期間）を通算して1年6ヵ月の期間を限度として、支給されます。

※支給開始日が2020年7月1日以前のものについては、支給開始日から1年6ヵ月までの期間で支給を受ける条件を満たしている日について支給されます。



# 傷病手当金について(5/12)

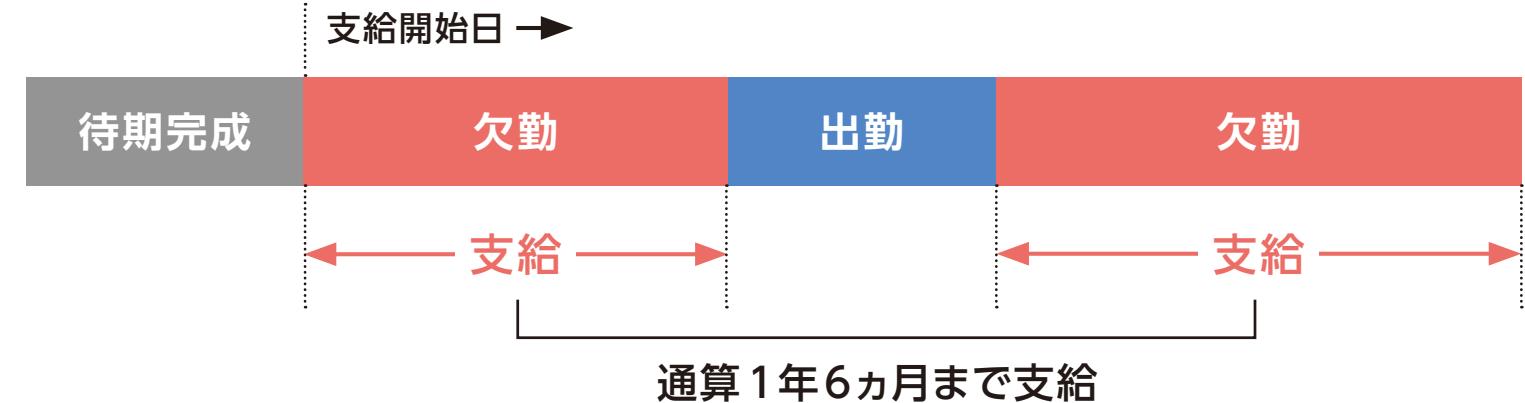
協会けんぽGUIDEBOOK P.49参照



## 傷病手当金が支給される期間は?

傷病手当金は支給が始まった日(支給開始日)から支給期間(実際に支給された期間)を通算して1年6ヶ月の期間を限度として、支給されます。

※支給開始日が2020年7月1日以前のものについては、支給開始日から1年6ヶ月までの期間で支給を受ける条件を満たしている日について支給されます。



## 支給期間の例

支給開始日： 令和4年7月1日      1年6か月後      1年6か月後の日付： 令和5年12月31日

支給可能日数： **549日間**  
(令和4年7月1日から令和5年12月31日までの歴日数)

## 支給期間に関する注意点

支給可能日数は、支給開始日から1年6ヶ月間の暦の日数となります。

(すべて例のように549日間となるわけではありません)

例えば...

支給開始日が「令和4年9月1日」の場合  
→1年6か月後：令和6年2月29日

⇒支給可能日数：**547日間**  
(令和4年9月1日から令和6年2月29日までの歴日数)

# 傷病手当金について(6/12)

協会けんぽGUIDEBOOK P.50参照



## 傷病手当金の支給額は?

傷病手当金の1日あたりの支給額は、「**傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近の協会けんぽの被保険者期間(任意継続の期間を含む)**で継続した**12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額**」です。給与や手当が支払われている場合は、支給額から差し引かれ、支給額以上の給与や手当が支払われているときは、その間、不支給となります。

※支給開始日とは、最初に傷病手当金が支給された日をいいます。

$$\text{支給総額} = \text{直近1年間の標準報酬月額の平均額の30分の1} \times 3\text{分の2} \times \text{支給日数}$$

被保険者期間が1年に満たない場合は、資格取得後の平均額か、協会けんぽ全被保険者の平均額のいずれか低い額が基礎となります。

### 傷病手当金の1日あたり支給額例

- ① 傷病手当金の支給開始日:令和3年2月15日
- ② 標準報酬月額  
令和2年3月～8月まで16万円  
令和2年9月～令和3年2月まで18万円
- ③ ②の額を平均した額  
 $(16\text{万円} \times 6 + 18\text{万円} \times 6) \div 12 = 17\text{万円}$
- ④ ③の額の30分の1に相当する額  
 $17\text{万円} \div 30 \approx 5,670\text{円}(10\text{円未満四捨五入})$
- ⑤ 傷病手当金の1日あたり支給額  
 $5,670\text{円} \times 3\text{分の2} = 3,780\text{円}(1\text{円未満四捨五入})$